

令和 8 年 3 月 5 日

令和 8 年

第 1 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 15 号	大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例の制定について
議第 16 号	大分市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議第 17 号	ホルトホール大分条例の一部改正について
議第 18 号	大分市行政手続条例の一部改正について
議第 19 号	大分市印鑑条例の一部改正について
議第 20 号	大分市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大分市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議第 21 号	大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正について
議第 22 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
議第 23 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 24 号	大分市地域づくり推進基金条例の一部改正について
議第 25 号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 26 号	大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 27 号	大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 28 号	大分市化製場等に関する条例の一部改正について
議第 29 号	大分市国民健康保険税条例の一部改正について
議第 30 号	大分市都市公園条例の一部改正について

議案番号	題名
議第 31 号	大分市漁港管理条例の一部改正について
議第 32 号	大分市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
議第 33 号	大分市屋外広告物条例の一部改正について
議第 34 号	大分市火災予防条例の一部改正について
議第 35 号	大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
議第 36 号	大分市交通安全対策会議条例の廃止について
議第 37 号	大分市障害者福祉手当条例の廃止について
議第 38 号	連携協約の協議について
議第 39 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 40 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 41 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 42 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 43 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 44 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 45 号	連携協約の変更に関する協議について
議第 46 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について
議第 47 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供 させることに関する協議について
議第 48 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 49 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 50 号	工事請負契約の締結について（アートプラザ外壁・屋上防水改 修工事）

議案番号	題	名
議第 51 号	工事委託契約の変更について（豊肥本線滝尾駅下郡信号場間 都市計画道路片島松岡線B v 新設工事）	
議第 52 号	包括外部監査契約の締結について	
議第 53 号	市道路線の認定について	

議第 15 号

大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例の制定について

大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている。また、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

本市においては、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、平和な明るい地域社会の実現に向けて取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、疾病、性的指向、性自認、信条等を理由とした人権侵害が存在し、国際化、情報化、少子高齢化といった社会経済情勢の変化を受けて、人権に関する問題はさらに複雑化し、及び多様化している。

このような中、私たちが目指すのは、すべての人が等しく個人として尊重され、自分らしく生きることができる平和な社会の実現である。そのためには、私たち一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことが求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に力を合わせて、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり（以下「人権尊重の社会づくり」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、もって差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重の社会づくりは、すべての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、公正中立にこれを行うとともに、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関等との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域社会、職域その他の社会のあらゆる場面において互いの人権を尊重するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第6条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的な考え方及び人権施策に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第10条第1項に規定する大分市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第7条 市は、人権尊重の社会づくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、様々な人権問題に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第9条 市は、人権施策を効果的に実施するために必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(大分市人権施策推進審議会)

第10条 人権施策の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため、大分市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第6条第3項の規定によりその意見を聴くこととされた事項
- (2) 基本計画の実施状況に関する事項
- (3) その他人権施策の推進に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、基本計画の実施状況その他人権施策の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の廃止)

2 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例（平成8年大分市条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている人権施策の推進に関する基本的な

計画であって、人権施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人情報保護審査会委員	〃	7,900円	〃
-------------	---	--------	---

」を

「

個人情報保護審査会委員	〃	7,900円	〃
人権施策推進審議会委員	〃	7,900円	〃

」に

改める。

提案理由

あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進することにより、差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現を図るため、大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例を廃止するとともに、新たに条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 16 号

大分市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について

大分市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条・第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳

児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、その運営について、大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条

の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30

条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。) から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要す

る費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなけれ

ばならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第47号）第39条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特

定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども若しくは乳児等支援給付認定子どもであった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども若しくは乳児等支援給付認定子どもであった者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育

事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により

行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」

と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 17 号

ホルトホール大分条例の一部改正について

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例

ホルトホール大分条例（平成 23 年大分市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決」を「あらゆる人権に関する課題解決」に、「互いに」を「互いの人権を」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

人権啓発センターの目的に係る規定を改正いたしたく本案を提出する。

議第 18 号

大分市行政手続条例の一部改正について

大分市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市行政手続条例の一部を改正する条例

大分市行政手続条例（平成 8 年大分市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」との次に「、同条第 4 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当

事者又は参加人」と」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第16条の」を「第4項並びに第16条の」に、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例等において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 19 号

大分市印鑑条例の一部改正について

大分市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市印鑑条例の一部を改正する条例

大分市印鑑条例（平成 2 年大分市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 20 号

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の
服務の宣誓に関する条例の一部改正について

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服務の宣誓に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服
務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「尊重し、かつ、擁護する」を「遵守し、並びに法
令、条例、規則及び規程並びに上司の職務上の命令に従う」に改める。

(1) 大分市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 38 年大分市条例第 13 号）

別記様式

(2) 大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 38 年大分市条例第 58

号）別記様式

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の大分市職員の服務の宣誓に関する条例別
記様式の規定による宣誓書又は改正前の大分市立学校職員の服務の宣誓に関
する条例別記様式の規定による宣誓書によりなされた服務の宣誓について
は、改正後の大分市職員の服務の宣誓に関する条例別記様式の規定による宣
誓書又は改正後の大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例別記様式の規

定による宣誓書によりなされたサービスの宣誓とみなす。

提案理由

職員に法令遵守及び倫理的自覚を一層促すため、職員のサービスの宣誓について
所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 21 号

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正について

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部を改正する条例

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成 21 年大分市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「これを拒否する等適切に対応しなければ」を「組織的に毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

職員は、自らが行ったサービスの宣誓を常に自覚し、職務を執行しなければならない。

第 11 条第 5 項中「地方公共団体に」を「本市に」に改める。

第 22 条第 1 項中「上司」を「推進委員会又は審査会」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項後段又は前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の倫理的自覚を一層促すとともに、不当要求行為を報告しやすい環境の整備等をいたしたく本案を提出する。

議第 22 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和 40 年大分市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項中「118,900円」を「132,900円」に、「123円」を「287円（眼科医又は耳鼻咽喉科医にあっては、201円）」に改め、同表学校歯科医の項、幼稚園医の項及び幼稚園歯科医の項中「118,900円」を「132,900円」に、「123円」を「287円」に改め、同表学校薬剤師の項中「106,900円」を「132,100円」に、「122,900円」を「148,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前における業務への従事に係るこの条例による改正前の別表に規定する学校医、学校歯科医、幼稚園医、幼稚園歯科医及び学校薬剤師の報酬については、なお従前の例による。

提案理由

学校医、学校歯科医、幼稚園医、幼稚園歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 23 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項第1号金額の欄中「17,000円」を「18,400円」に、「15,000円」を「15,200円」に、「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第2号金額の欄、同項第3号金額の欄及び同項第4号金額の欄中「10,200円」を「11,000円」に改め、同項第5号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第6号金額の欄中「10,200円」を「11,000円」に改め、同項第7号金額の欄、同項第8号金額の欄、同項第9号金額の欄及び同項第10号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第11号金額の欄中「15,000円」を「16,600円」に、「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第12号金額の欄中「15,000円」を「16,600円」に改め、同項第13号金額の欄、同項第14号金額の欄及び同項第15号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第16号金額の欄中「17,000円」を「19,000円」に改め、同項第17号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第18号金額の欄中「15,000円」を「16,600円」に改め、同項第19号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第20号金額の欄及び同項第21号金額の欄中

「17,000円」を「19,000円」に改め、同項第22号金額の欄、同項第23号金額の欄及び同項第24号金額の欄中「15,000円」を「16,600円」に改め、同項第25号金額の欄、同項第26号金額の欄、同項第27号金額の欄及び同項第28号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第29号金額の欄中「15,000円」を「16,600円」に改め、同項第30号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同項第31号金額の欄中「10,200円」を「11,000円」に改め、同項第32号金額の欄中「23,000円」を「24,800円」に改め、同表の2の項第1号金額の欄中「16,000円」を「16,700円」に改め、同表の3の項第1号金額の欄中「35,000円」を「35,500円」に改め、同項第2号金額の欄中「7,400円」を「7,850円」に改め、同表の4の項第1号金額の欄中「20,000円」を「22,700円」に、「6,000円」を「6,650円」に改め、同表の5の項第1号金額の欄中「22,000円」を「24,400円」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号金額の欄中「7,400円」を「7,550円」に改め、同表の6の項第1号金額の欄中「22,000円」を「24,400円」に改め、同表の7の項第1号金額の欄中「18,000円」を「18,900円」に改め、同項第2号金額の欄中「11,000円」を「11,500円」に改め、同項第3号金額の欄中「22,000円」を「23,000円」に、「11,000円」を「11,500円」に改め、同項第4号金額の欄中「16,000円」を「16,700円」に、「8,000円」を「8,200円」に改め、同表の8の項第1号金額の欄中「3,400円」を「3,850円」に改め、同表の9の項第1号金額の欄中「16,000円」を「16,700円」に改め、同表の11の項第1号金額の欄中「14,700円」を「17,200円」に改め、同項第2号金額の欄中「6,400円」を「6,950円」に改め、同項第3号金額の欄中「2,400円」を「2,600円」に改め、同項第4号金

額の欄中「4,000円」を「4,050円」に改め、同表の12の項第1号金額の欄中「16,000円」を「16,700円」に改め、同表の13の項第1号金額の欄中「80,000円」を「84,000円」に改め、同項第2号金額の欄及び同項第3号金額の欄中「8,200円」を「8,650円」に改め、同項第4号金額の欄中「61,000円」を「64,100円」に改め、同表の14の項第1号金額の欄中「29,000円」を「31,300円」に改め、同項第2号金額の欄中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第3号金額の欄中「5,700円」を「5,900円」に改め、同項第4号金額の欄中「4,400円」を「4,650円」に改め、同項第5号金額の欄中「11,000円」を「11,800円」に改め、同項第6号金額の欄中「5,600円」を「6,100円」に改め、同項第7号金額の欄中「90円」を「100円」に改め、同項第8号事務の欄中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同号金額の欄中「90円」を「100円」に改め、同項第9号金額の欄中「29,000円」を「31,300円」に改め、同項第10号金額の欄中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第11号金額の欄中「29,000円」を「30,600円」に改め、同項第12号金額の欄中「11,000円」を「11,400円」に改め、同項第13号金額の欄中「2,000円」を「2,350円」に改め、同項第14号金額の欄中「2,900円」を「3,350円」に改め、同項第15号金額の欄中「2,000円」を「2,250円」に改め、同項第16号金額の欄中「2,900円」を「3,200円」に改め、同項第17号金額の欄中「2,000円」を「2,250円」に改め、同項第18号金額の欄中「2,900円」を「3,200円」に改め、同項第19号金額の欄中「2,000円」を「2,350円」に改め、同項第20号金額の欄中「2,900円」を「3,350円」に改め、同表の16の項第1号金額の欄中「15,500円」を「16,900円」に改め、同号備考の欄中「金額欄に掲げる額から4,500円を減じて得た額」を「1

件につき11,900円」に改め、同項第2号金額の欄中「15,500円」を「16,900円」に改め、同号備考の欄中「金額欄に掲げる額から4,500円を減じて得た額」を「1件につき11,900円」に改め、同項第3号金額の欄中「15,500円」を「16,900円」に改め、同号備考の欄中「金額欄に掲げる額から4,500円を減じて得た額」を「1件につき11,900円」に改め、同項第4号金額の欄中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第5号金額の欄中「410円」を「500円」に、「2,050円」を「2,500円」に改め、同項第6号金額の欄中「310円」を「350円」に、「1,550円」を「1,750円」に改め、同表の17の項第1号金額の欄中「19,000円」を「21,300円」に改め、同項第2号金額の欄中「10,000円」を「11,200円」に改め、同項第4号金額の欄中「5,500円」を「6,200円」に改め、同項第5号金額の欄中「2,300円」を「2,550円」に改め、同表の18の項第1号金額の欄、同項第2号金額の欄及び同項第3号金額の欄中「15,000円」を「15,700円」に改め、同項第4号金額の欄中「30,000円」を「31,600円」に改め、同項第5号金額の欄、同項第6号金額の欄及び同項第7号金額の欄中「5,000円」を「5,400円」に改め、同項第8号金額の欄、同項第9号金額の欄及び同項第10号金額の欄中「9,000円」を「9,550円」に改め、同項第11号金額の欄中「15,000円」を「15,700円」に改め、同項第12号金額の欄中「63,000円」を「65,700円」に改め、同項第13号金額の欄中「33,000円」を「34,800円」に改め、同項第14号金額の欄中「15,000円」を「15,700円」に改め、同項第15号金額の欄中「63,000円」を「65,700円」に改め、同項第16号金額の欄中「33,000円」を「34,800円」に改め、同項第17号金額の欄中「15,000円」を「15,700円」に改め、同項第18号金額の欄、同項第19号金額の欄及び同項第20号金額の欄中「3,000円」を「3,400

円」に改め、同項第21号金額の欄中「5,000円」を「5,400円」に改め、同項第22号金額の欄中「3,000円」を「3,400円」に改める。

別表第4の5の項第1号金額の欄中「28,000円」を「29,000円」に、「32,000円」を「33,000円」に、「36,000円」を「37,000円」に、「40,000円」を「41,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に、「58,000円」を「59,000円」に、「69,000円」を「70,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の14の項第8号（同号事務の欄に係る部分に限る。）の改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定（次項に規定するものを除く。）は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の14の項第8号事務の欄の規定は、令和8年5月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法に基づく許可の申請等に係る申請手数料等の額の改定等をいたしたく本案を提出する。

議第 24 号

大分市地域づくり推進基金条例の一部改正について

大分市地域づくり推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市地域づくり推進基金条例の一部を改正する条例

大分市地域づくり推進基金条例（平成 3 年大分市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、市長は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条の 3 に規定する寄附の全部又は一部に相当する額として基金に積み立てた額については、同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大分市地域づくり推進基金について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する法人からの寄附を積み立てた場合における用途を定めたく本案を提出する。

議第 25 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大分市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「特定教育・保育施設は、」の次に「選考方法又は前項に規定する」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア⁽⁷⁾を次のように改める。

(7) 教育認定子ども 77,101円

第13条第4項第3号ア⁽⁴⁾中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ⁽⁷⁾中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ⁽⁴⁾中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法

第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは

「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「第29条に」を「第28条に」に、「第32条」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の」を「前2項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、

当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「に限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「読み替える」を「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む)を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む)に改め、「中
「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認

定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育

給付認定保護者に限る。) 」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 26 号

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大分市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。））」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「に限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 28 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「（満

3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第49条中「、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 27 号

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年大分市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 13 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 28 号

大分市化製場等に関する条例の一部改正について

大分市化製場等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市化製場等に関する条例の一部を改正する条例

大分市化製場等に関する条例（平成 8 年大分市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「23,000 円」を「29,000 円」に改め、同条第 2 号中「15,000 円」を「17,500 円」に改め、同条第 3 号中「7,000 円」を「9,150 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

化製場設置許可申請手数料等の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 29 号

大分市国民健康保険税条例の一部改正について

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和 38 年大分市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 2 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「及び」を「、」に、「の納付に要する費用に」を「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大分県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定中「第 2 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以

下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の8.65」を「100分の8.68」に改める。

第5条中「26,500円」を「30,600円」に改める。

第6条第1号中「25,700円」を「25,400円」に改め、同条第2号中「12,850円」を「12,700円」に改め、同条第3号中「19,275円」を「19,050円」に改める。

第7条中「100分の2.49」を「100分の2.68」に改める。

第8条中「7,700円」を「9,700円」に改める。

第9条第1号中「6,900円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,450円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「5,175円」を「5,625円」に改める。

第10条中「100分の2.5」を「100分の2.48」に改める。

第11条中「8,700円」を「10,100円」に改める。

第12条中「5,900円」を「6,000円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(2) 特定世帯 350円

(3) 特定継続世帯 525円

第24条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に、「の合算額」を「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額」に改め、同項第1号ア中「18,550円」を「21,420円」に改め、同号イ(7)中「17,990円」を「17,780円」に改め、同号イ(4)中「8,995円」を「8,890円」に改め、同号イ(7)中「13,493円」を「13,335円」に改め、同号ウ中「5,390円」を「6,790円」に改め、同号エ(7)中「4,830円」を「5,250円」に改め、同号エ(4)中「2,415円」を「2,625円」に改め、同号エ(7)中「3,623円」を「3,938円」に改め、同号オ中「6,090円」を「7,070円」に改め、同号カ中「4,130円」を「4,200円」に改め、同号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

(イ) 特定世帯 245円

(ロ) 特定継続世帯 368円

第24条第1項第2号ア中「13,250円」を「15,300円」に改め、同号イ(7)中「12,850円」を「12,700円」に改め、同号イ(イ)中「6,425円」を「6,350円」に改め、同号イ(ロ)中「9,638円」を「9,525円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「4,850円」に改め、同号エ(7)中「3,450円」を「3,750円」に改め、同号エ(イ)中「1,725円」を「1,875円」に改め、同号エ(ロ)中「2,588円」を「2,813円」に改め、同号オ中「4,350円」を「5,050円」に改め、同号カ中「2,950円」を「3,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳

以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

(イ) 特定世帯 175円

(ロ) 特定継続世帯 263円

第24条第1項第3号ア中「5,300円」を「6,120円」に改め、同号イ(7)中「5,140円」を「5,080円」に改め、同号イ(イ)中「2,570円」を

「2,540円」に改め、同号イ(㉞)中「3,855円」を「3,810円」に改め、
同号ウ中「1,540円」を「1,940円」に改め、同号エ(㉟)中「1,380円」
を「1,500円」に改め、同号エ(㊱)中「690円」を「750円」に改め、同
号エ(㊲)中「1,035円」を「1,125円」に改め、同号オ中「1,740円」
を「2,020円」に改め、同号カ中「1,180円」を「1,200円」に改め、
同号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳
以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する
世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(㉞) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

(㊱) 特定世帯 70円

(㊲) 特定継続世帯 105円

第24条第2項第1号ア中「3,975円」を「4,590円」に改め、同号イ
中「6,625円」を「7,650円」に改め、同号ウ中「10,600円」を
「12,240円」に改め、同号エ中「13,250円」を「15,300円」に
改め、同項第2号ア中「1,155円」を「1,455円」に改め、同号イ中
「1,925円」を「2,425円」に改め、同号ウ中「3,080円」を
「3,880円」に改め、同号エ中「3,850円」を「4,850円」に改め、
同項に次の1号を加える。

(3) 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める

額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第27条中「大分市税条例」の次に「(昭和38年大分市条例第107号)」を加える。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第10条」の次に

「、第12条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の額の改定をするとともに、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を定めたく本案を提出する。

議第 30 号

大分市都市公園条例の一部改正について

大分市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市都市公園条例の一部を改正する条例

大分市都市公園条例（昭和 38 年大分市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「条例第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

別表第 1 中

「

南大分スポーツパーク	グラウンド テニスコート 南大分体育館 南大分温水プール
------------	---------------------------------------

」を

「

南大分スポーツパーク	グラウンド テニスコート 3 x 3 バスケットボールコート 南大分体育館 南大分温水プール
------------	--

」に改める。

別表第 2 中

「

相撲場	1 時間	1 1 0 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
-----	------	---------	--

」を

「

3 x 3 バスケットボールコート	1 時間	5 9 0 円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
相撲場	1 時間	1 1 0 円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

南大分スポーツパークの3 x 3 バスケットボールコートを有料公園施設といたしたく本案を提出する。

議第 31 号

大分市漁港管理条例の一部改正について

大分市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市漁港管理条例の一部を改正する条例

大分市漁港管理条例（平成 16 年大分市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 隻 1 回（24 時間まで）	269 円
総トン数 1 トン 1 回（24 時間まで）	6 円
1 月 1 隻	1,750 円
	2,600 円
1 年 1 平方メートル	478 円

」を

「

1 隻 1 回（24 時間まで）	274 円
総トン数 1 トン 1 回（24 時間まで）	5.47 円
1 月 1 隻	1,800 円
	2,650 円
1 日 1 平方メートル	1.71 円

」に改め、

同表備考に次のように加える。

- 3 使用料又は占用料の確定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

別表第 2 中

171円
141円
131円
120円
120円
81円
146円
95円
171円
55円
69円
81円
132円

175円
143円
133円
122円
122円
83円
149円
96円
175円
57円
70円
83円
134円

」を 」に、「暗きよ」を「暗渠」に改

め、同表備考中

「3 占用料の確定金額の全額が100円に満たないときは、その全額を100円とする。」を

「3 土砂採取料又は占用料の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

4 占用料の確定金額の全額が100円に満たないときは、その全額を100円とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の届出又は許可の申請に係る使用料、占用料及び土砂採取料について適用し、同日前の届出又は許可の申請に係る使用料、占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

提案理由

漁港施設の使用料の額並びに漁港の区域内の水域及び公共空地に係る土砂採取料の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 32 号

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大分市公設地方卸売市場業務条例（平成 17 年大分市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（取扱品目）

第 3 条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類の区分に応じ、当該各号に定める物品とする。

- (1) 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）が含まれるときは、卸売場に掲示する方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱いをする予定がないものについては、この限りでない。

第26条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第39条第1項及び第2項中「水産部」を「水産物部」に改める。

第43条に次の1項を加える。

3 市長は、次に掲げる事項を卸売場に掲示する方法により公表するものとする。

(1) 第3条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

卸売市場法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 33 号

大分市屋外広告物条例の一部改正について

大分市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市屋外広告物条例の一部を改正する条例

大分市屋外広告物条例（平成 8 年大分市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 3 第 2 項中「第 25 条の 2」を「前条」に改め、同条第 5 項中「第 25 条の 2 第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項第 2 号」に改める。

別表中

「

260円
480円
1,300円
260円
160円
260円
420円
1,050円
2,100円
3,200円
4,250円
5,300円
6,350円
7,400円
8,500円
8,500円に1平方メートル増すごとに420円を加算した額

「

270円
500円
1,350円
270円
170円
270円
440円
1,100円
2,200円
3,350円
4,450円
5,550円
6,650円
7,750円
8,900円
8,900円に1平方メートル増すごとに440円を加算した額

」を

」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

屋外広告物の許可に係る申請手数料の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 34 号

大分市火災予防条例の一部改正について

大分市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市火災予防条例の一部を改正する条例

大分市火災予防条例（昭和 38 年大分市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「サウナ室」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室）」に、「(以下「サウナ設備」という)」を「をいう。）をいう。以下同じ」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下かつ薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 35 号

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

大分市学校給食費の管理に関する条例（令和 3 年大分市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「かかわらず」の次に「、小学校」を加え、「後期課程の」を「児童及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、規則で定める日以後に提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

提案理由

小学校及び義務教育学校の前期課程の児童に提供する学校給食に係る学校給食費を徴収しないことといたしたく本案を提出する。

議第 36 号

大分市交通安全対策会議条例の廃止について

大分市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市交通安全対策会議条例を廃止する条例

大分市交通安全対策会議条例（昭和 46 年大分市条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

交通安全対策会議を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 37 号

大分市障害者福祉手当条例の廃止について

大分市障害者福祉手当条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者福祉手当条例を廃止する条例

大分市障害者福祉手当条例（昭和 47 年大分市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の大分市障害者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 2 項の規定による支給の決定を受けた者に対する令和 8 年 7 月分までの旧条例第 1 条に規定する手当に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 3 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年大分市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第 2 の 1 別表第 1 の右欄に掲げる事務関係の部 1 の項を次のように改める。

1 削除		
------	--	--

別表第 2 の 1 別表第 1 の右欄に掲げる事務関係の部 2 の項中「障害者関係

情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に、「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に、「住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）」に改め、同部6の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に改め、同部9の項中「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同部11の項中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加える。

別表第2の2法別表の下欄に掲げる事務及び準法定事務関係の部3の2の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、「昭和60年法律第34号」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）」に改める。

（大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例による令和8年7月分までの障害者福祉手当の支給に関する事務については、前項の

規定による改正前の大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を
有する。

提案理由

大分市障害者福祉手当を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 38 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、佐伯市との間で連携協約を締結する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び佐伯市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び佐伯市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政DXの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政DXを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	
27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。	

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 佐伯市中村南町1番1号

佐伯市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を佐伯市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 39 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別府市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び別府市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政D Xの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政D Xを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	
27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。	

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 別府市上野口町1番15号

別府市

市長

提案理由

大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 40 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、
臼杵市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び臼杵市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び臼杵市（以下「乙」という。）は、地方
自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成
28年3月29日付けで締結した大分市及び臼杵市における連携中枢都市圏形
成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場製品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政DXの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政DXを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実に努める。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
20の2 一般廃棄物の広域処理	資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	甲と協力して取り組む。
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	

27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。
------------	--

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市

市長

提案理由

大分市及び臼杵市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 4 1 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、津久見市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び津久見市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び津久見市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び津久見市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政DXの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政DXを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実に努める。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
20の2 一般廃棄物の広域処理	資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	甲と協力して取り組む。
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	

27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。
------------	--

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 津久見市宮本町20番15号

津久見市

市長

提案理由

大分市及び津久見市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 42 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、竹田市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び竹田市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び竹田市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び竹田市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政DXの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政DXを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実に努める。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
20の2 一般廃棄物の広域処理	資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	甲と協力して取り組む。
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	

27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。	
------------	--	--

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 竹田市大字会々1650番地

竹田市

市長

提案理由

大分市及び竹田市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 43 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、豊後大野市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び豊後大野市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び豊後大野市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び豊後大野市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場製品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政D Xの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政D Xを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実に努める。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
20の2 一般廃棄物の広域処理	資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	甲と協力して取り組む。
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	

27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。
------------	--

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市

市長

提案理由

大分市及び豊後大野市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 44 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、由布市との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び由布市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場製品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政D Xの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政D Xを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
20の2 一般廃棄物の広域処理	資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	甲と協力して取り組む。
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	

27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。
------------	--

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 由布市庄内町柿原302番地

由布市

市長

提案理由

大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 45 号

連携協約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、日出町との間で締結した連携協約を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

大分市及び日出町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び日出町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年3月29日付けで締結した大分市及び日出町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
1 圏域を構成する各市町の特色を十分に生かした経済成長のための産学金公民一体となった体制整備	圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済成長のための体制の構築に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
2 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成	圏域の戦略産業の育成に取り組む。	
3 企業誘致の促進	圏域への企業誘致に取り組む。	
4 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。	
5 戦略的な観光施策	回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
6 広域交通ネットワークの活用・整備促進	圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網を始めとする広域幹線道路網の整備を促進する。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
7 高等教育・研究開発の環境整備	将来を担う人材の確保・育成を推進するため、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	
8 広域的災害等に関する機能の構築	広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携体制の構築に取り組む。	
9 行政DXの推進	圏域全体で均質かつ安定した行政サービスの提供を図るため、各市町の行政DXを推進する。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
1 0 健康増進・医療提供体制の確保	住民が健康で安心して生活を営めるよう、健康増進に係る啓発や医療提供体制の確保に努める。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
1 1 相談支援機能の強化	高齢者、障がい者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。	
1 2 地域子育て支援の充実	地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。	
1 3 広域的教育の連携	学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。	
1 4 文化・芸術の振興	圏域内外の住民の交流を促し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることにより、地域の特色ある文化・芸術活動を推進する。	
1 5 スポーツの振興	スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。	
1 6 文化財等の保護及び活用	圏域市町と連携・協力を図り、人的交流を広げることによって、地域に残る文化遺産を広く周知し、更なるまちづくりの推進や地域振興及び観光振興の活性化につなげる。	
1 7 雇用対策	働く意欲のある全ての人を対象とした各種就労支援に取り組む。	
1 8 市民活動の推進	圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、NPO、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。	
1 9 減災・防災体制の充実	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実に努める。	

20 資源循環型社会の形成	資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。
21 脱炭素社会の実現	地球温暖化問題への関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、学校等での省エネ行動に取り組むなど、脱炭素社会の実現を図る。
22 広域的な生物多様性の保全	生態系、人、農林水産物への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組むなど、広域的な生物多様性の保全を図る。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
23 地域公共交通ネットワークの維持・形成	地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
24 農林水産物の生産振興	農林水産技術、圏域内の新規就業者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農林水産業者及び就業希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。	
25 有害鳥獣の広域対策	鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。	
26 農林水産物の消費拡大	地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。	
27 移住・定住対策	移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。	

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

取組	内容	役割分担
28 人材育成・交流	職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化、デジタル人材その他の専門人材の育成に取り組む。	甲は大分県及び関係機関とも連携し、圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
29 公共施設の相互利用の促進	圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。	
30 人材等の資源の効率的な活用	人材を始めとする資源を効率的に活用するため、事務の共同実施や業務システムの共同調達等に取り組む。	
31 消防救急体制の連携強化の推進	広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、消防救急体制の連携強化に取り組む。	
32 上下水道事業の連携強化の推進	圏域内の安定した上下水道サービスの維持を図るため、事業の広域化・共同化や圏域全体の技術向上に取り組む。	

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 速見郡日出町2974番地1

日出町

町長

提案理由

大分市及び日出町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更いたしたく、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により本案を提出する。

議第 46 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を佐伯市の住民の利用に供する。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称		所在地
大分市荷揚複合公共施設	コモンスペース	大分市荷揚町 3 番 4 5 号
	実技室	
	大分市府内こどもルーム	
	大分市大分中央公民館	
大分市鶴崎市民行政センター	大分市鶴崎こどもルーム	大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号
	多目的ルーム	
	会議室	
	図書室	
大分市植田市民行政センター	大分市植田こどもルーム	大分市大字玉沢 7 4 3 番地の 2
	多目的ルーム	
	会議室	

	図書室	
ホルトホール大分	市民ホール	大分市金池南一丁目5番1号
	大分市総合社会福祉保健センター	
	大分市中央こどもルーム	
	大分市産業活性化プラザ（創業支援ルームを除く。）	
	大分市民図書館	
	駅南屋上公園	
	エントランスホール	
コンパルホール	大分市民図書館 コンパルホール 分館	大分市府内町一丁目5番38号
	市民体育館	
	文化ホール	
	ホワイエ	
	多目的ホール	
	特別会議室	
	茶室	
	会議室	
	集会室	

	視聴覚室
	美術工芸室
	和室
	調理実習室
	市民ギャラリー
	音楽練習室
	リハーサル室
	楽屋
	市民プラザ
平和市民公園能楽堂	大分市牧緑町 1 番 3 0 号
大分市宇曾山荘	大分市大字入蔵 6 3 5 番地の 1
のつはる天空広場	大分市大字荷尾杵 8 9 6 番 1
大分市大分南部こどもルーム	大分市大字曲 1 1 1 3 番地
大分市明治明野こどもルーム	大分市明野北四丁目 7 番 8 号
大分市原新町こどもルーム	大分市原新町 1 番 3 1 号
大分市大南こどもルーム	大分市大字中戸次 5 1 1 5 番地の 1
大分市大在こどもルーム	大分市政所一丁目 4 番 3 号
大分市坂ノ市こどもルーム	大分市坂ノ市南三丁目 5 番 3 3 号
大分市佐賀関こどもルーム	大分市大字佐賀関 1 4 0 7 番地の 2 7

津留運動公園	大分市西浜 2 9 番 1 外
駄原総合運動公園	大分市新春日町一丁目 2 8 8 1 番 1 8 外
鶴崎公園	大分市東鶴崎一丁目 1 7 7 2 番 1
桃園公園	大分市寺崎町二丁目 8 番
松原緑地	大分市大字三佐 1 4 2 9 番 外
日岡公園	大分市向原西一丁目 2 番 1
弁天島公園	大分市弁天四丁目 1 9 3 5 番 2 2
向原公園	大分市向原沖二丁目 1 番
松栄山公園	大分市大字牧 1 4 2 0 番
日吉原緑地	大分市大字細 外
南大分スポーツパーク	大分市豊饒一丁目 4 3 2 番 1 外
七瀬川自然公園	大分市大字市 1 8 8 番 外
鶴崎スポーツパーク	大分市大字鶴崎 8 8 番 1 外
上野丘子どものもり公園	大分市大字上野 8 6 6 番 外
大分市大分西部公民館	大分市王子新町 5 番 1 号
大分市大分南部公民館	大分市大字曲 1 1 1 3 番地
大分市南大分公民館	大分市豊饒三丁目 9 番 2 6 号
大分市大分東部公民館	大分市日吉町 3 番 1 号
大分市明治明野公民館	大分市明野北四丁目 7 番 8 号

大分市鶴崎公民館	大分市東鶴崎一丁目1番7号
大分市大南公民館	大分市大字中戸次4491番地の2
大分市植田公民館	大分市大字玉沢789番地
大分市坂ノ市公民館	大分市坂ノ市西一丁目10番6号
大分市大在公民館	大分市政所一丁目4番18号
大分市佐賀関公民館	大分市大字佐賀関1407番地の27
大分市野津原公民館	大分市大字野津原2885番地
大分市美術館（研修室に限る。）	大分市大字上野865番地
アートプラザ	大分市荷揚町3番31号
大分市営陸上競技場	大分市西浜1番1号
大分市西部スポーツ交流ひろば	大分市大字金谷迫836番地の1
大分市野津原運動場	大分市大字入蔵500番地
大分市国分多目的運動広場	大分市大字国分2040番地
大分市大在東グラウンド	大分市大在浜二丁目18番1号
大分市南部スポーツ交流ひろば	大分市大字下判田2551番地
大分市大洲総合体育館	大分市青葉町1番地

備考 この表に掲げる公の施設のうち、使用料を徴収する施設及び使用料を徴収しない施設からなる公の施設については、当該公の施設内の使用料を徴収する施設に係る部分に限るものとする。

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市の公の施設の一部を佐伯市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 47 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり佐伯市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立信也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
さいき城山桜ホール	佐伯市大手町二丁目2番28号
佐伯市立佐伯図書館	佐伯市中の島二丁目20番33号
佐伯市総合運動公園	佐伯市大字長谷2614番地 外
佐伯市池船スポーツ公園	佐伯市池船町452番地地先 外
佐伯市稲垣スポーツ公園	佐伯市大字稲垣1783の17番地 外
佐伯市上浦スポーツ公園	佐伯市上浦大字浅海井浦2603番 地11
佐伯市弥生スポーツ公園	佐伯市弥生大字上小倉1234番地 1 外
佐伯市本匠西スポーツ公園	佐伯市本匠大字因尾826番地
佐伯市宇目スポーツ公園	佐伯市宇目大字塩見園38の1番地 外
佐伯市直川スポーツ公園	佐伯市直川大字上直見207番地2

佐伯市鶴見スポーツ公園	佐伯市鶴見大字地松浦 2 0 4 4 番地 1 外
佐伯市米水津スポーツ公園	佐伯市米水津大字浦代浦 1 2 6 1 番 地 5 外
佐伯市民武道館	佐伯市新女島一丁目 6 6 4 3 番地 6
佐伯市番匠体育館	佐伯市新女島一丁目 6 6 4 3 番地 3
佐伯市野岡体育館	佐伯市野岡町二丁目 1 2 番 1 4 号
佐伯市尺間地区体育館	佐伯市弥生大字尺間 5 3 8 番地
佐伯市上切畑地区体育館	佐伯市弥生大字江良 1 3 7 9 番地 1
佐伯市本匠体育館	佐伯市本匠大字堂ノ間 1 0 6 4 番地
佐伯市直川体育館	佐伯市直川大字赤木 7 4 番地 1
佐伯市米水津体育館	佐伯市米水津大字色利浦 1 5 2 4 番 地 1
佐伯弓道場	佐伯市野岡町二丁目 1 2 番 1 4 号
佐伯市木立グラウンド	佐伯市大字木立 8 9 0 番地
佐伯市西上浦グラウンド	佐伯市大字狩生 3 8 1 8 番地 1
佐伯市大入島グラウンド	佐伯市大字久保浦 1 0 5 9 番地 1 1
佐伯市濃霞グラウンド	佐伯市鶴谷町一丁目 1 2 4 0 9 番地 3 外
佐伯市大入島ゲートボール場	佐伯市大字久保浦 1 0 5 9 番地 1 1
佐伯市床木グラウンド	佐伯市弥生大字床木（小学校跡地）
佐伯市尺間グラウンド	佐伯市弥生大字尺間 5 3 8 番地
佐伯市本匠堂ノ間グラウンド	佐伯市本匠大字堂ノ間 1 0 5 0 番地
佐伯市小野市グラウンド	佐伯市宇目大字小野市 3 7 2 1 番地
佐伯市八匹原広場	佐伯市宇目大字塩見園 1 の 1 番地

佐伯市直川源六原グラウンド	佐伯市直川大字上直見 3 8 1 3 番地
佐伯市蒲江グラウンド	佐伯市蒲江大字蒲江浦 4 4 9 1 番地 7 地先
佐伯市畑野浦グラウンド	佐伯市蒲江大字畑野浦 2 5 2 4 番地 9
佐伯市楠本グラウンド	佐伯市蒲江大字楠本浦 6 6 6 番地 1 地先
佐伯市西野浦地区グラウンド	佐伯市蒲江大字西野浦 2 1 7 番地 5
佐伯市畑野浦地区グラウンド	佐伯市蒲江大字畑野浦 5 9 6 番地
佐伯市南浜テニスコート	佐伯市南浜 1 0 8 9 7 番地 4 7 外
佐伯市上浦 B & G 海洋センター（艇庫を除く。）	佐伯市上浦大字浅海井浦 2 6 0 3 番地 1 1 外
佐伯市弥生 B & G 海洋センター	佐伯市弥生大字上小倉 1 2 2 2 番地
佐伯市宇目 B & G 海洋センター	佐伯市宇目大字塩見園 1 0 番地
佐伯市直川 B & G 海洋センター	佐伯市直川大字上直見 3 7 8 1 番地
佐伯市鶴見 B & G 海洋センター（艇庫を除く。）	佐伯市鶴見大字地松浦 2 0 4 4 番地 1
佐伯市蒲江 B & G 海洋センター（艇庫を除く。）	佐伯市蒲江大字畑野浦 2 5 2 4 番地 1 1 外
佐伯市保健福祉総合センター和楽（供用施設に限る。）	佐伯市向島一丁目 3 番 8 号

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

佐伯市が負担する。

提案理由

佐伯市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 48 号

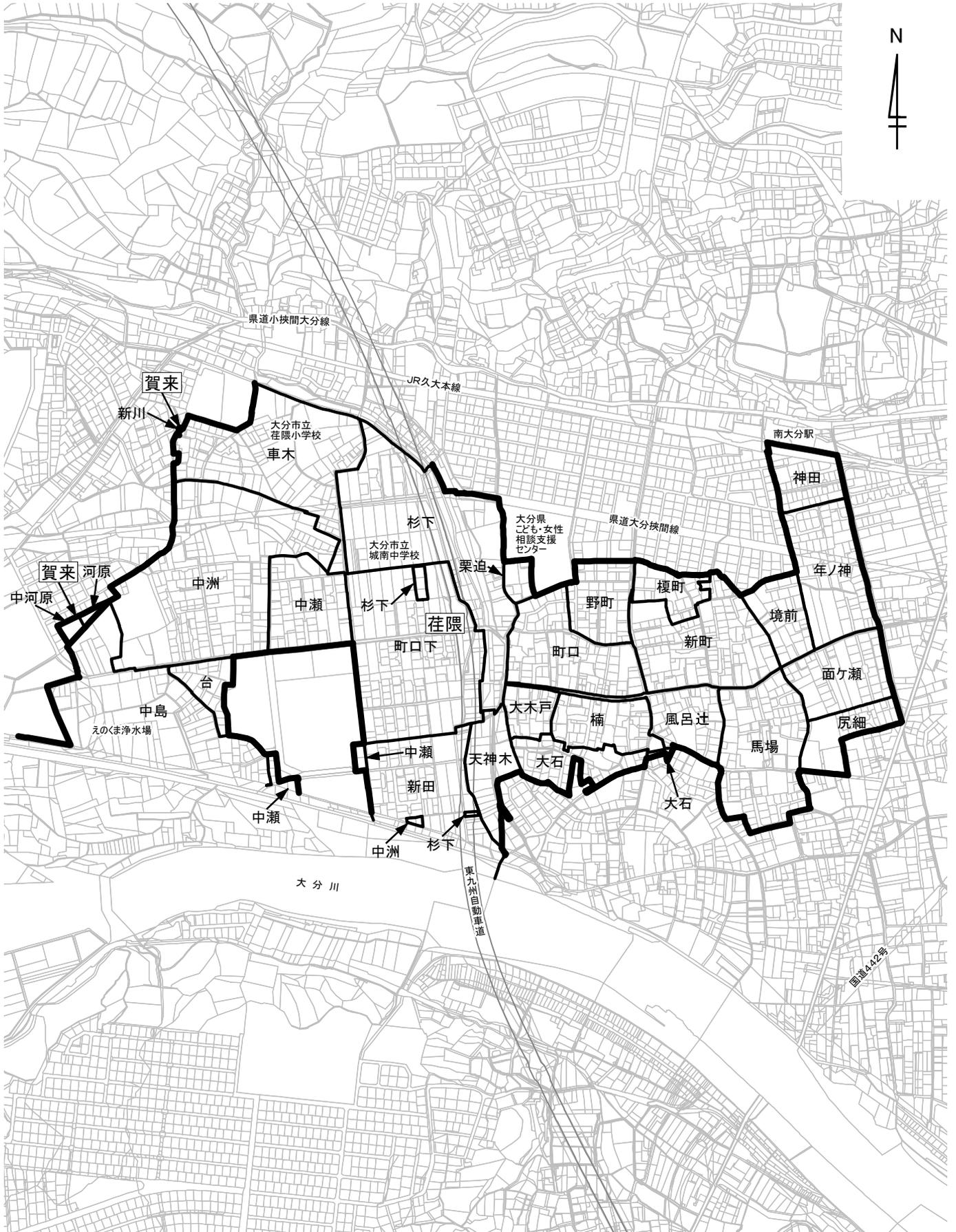
字の区域及びその名称の変更について

令和9年1月9日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和8年3月5日 提 出

大分市長 足 立 信 也

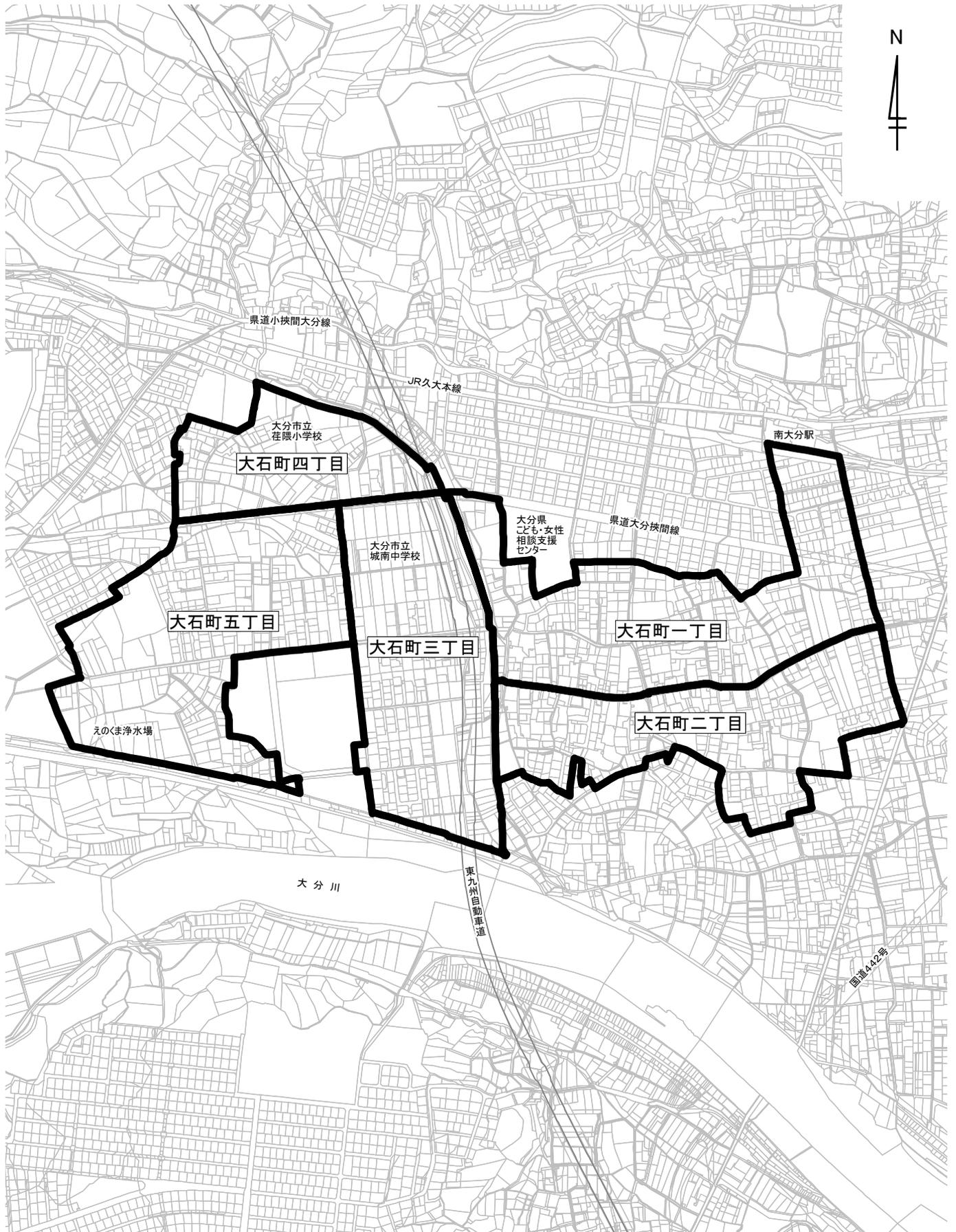
別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
——	大字界
——	字 界



別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例
—— 町 界

提案理由

賀来地区の一部及び荏隈地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 49 号

字の区域及びその名称の変更について

令和9年1月9日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和8年3月5日 提 出

大分市長 足 立 信 也

別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
	大字界
	字 界



別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

提案理由

勢家地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 50 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 アートプラザ外壁・屋上防水改修工事
- 2 工事の概要 外壁・屋上防水改修工事
 鉄筋コンクリート地下1階地上3階建
 延面積 4,081.55平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 148,254,964円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
 完成 令和8年11月27日
- 6 契約の相手方 大分市大字久原796番地の1
 株式会社 平和建設
 代表取締役 藤田 哲司

提案理由

アートプラザ外壁・屋上防水改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 51 号

工事委託契約の変更について

次のとおり工事委託契約の一部を変更する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 豊肥本線滝尾駅下郡信号場間都市計画道路片島松岡線
B v 新設工事
- 2 契約締結年月日 令和4年12月14日
- 3 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二
- 4 変更事項 工期
変更前 完成 令和9年3月31日
変更後 完成 令和10年3月31日

提案理由

豊肥本線滝尾駅下郡信号場間都市計画道路片島松岡線B v 新設工事委託契約について工期を変更いたしたく本案を提出する。

議第 52 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和8年3月5日 提出

大分市長 足立 信也

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,203,704円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 大分市明野南一丁目34番34号
氏名 吉 富 健太郎
資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法第252条の36第1項の規定により本案を提出する。

議第 53 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 8 年 3 月 5 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

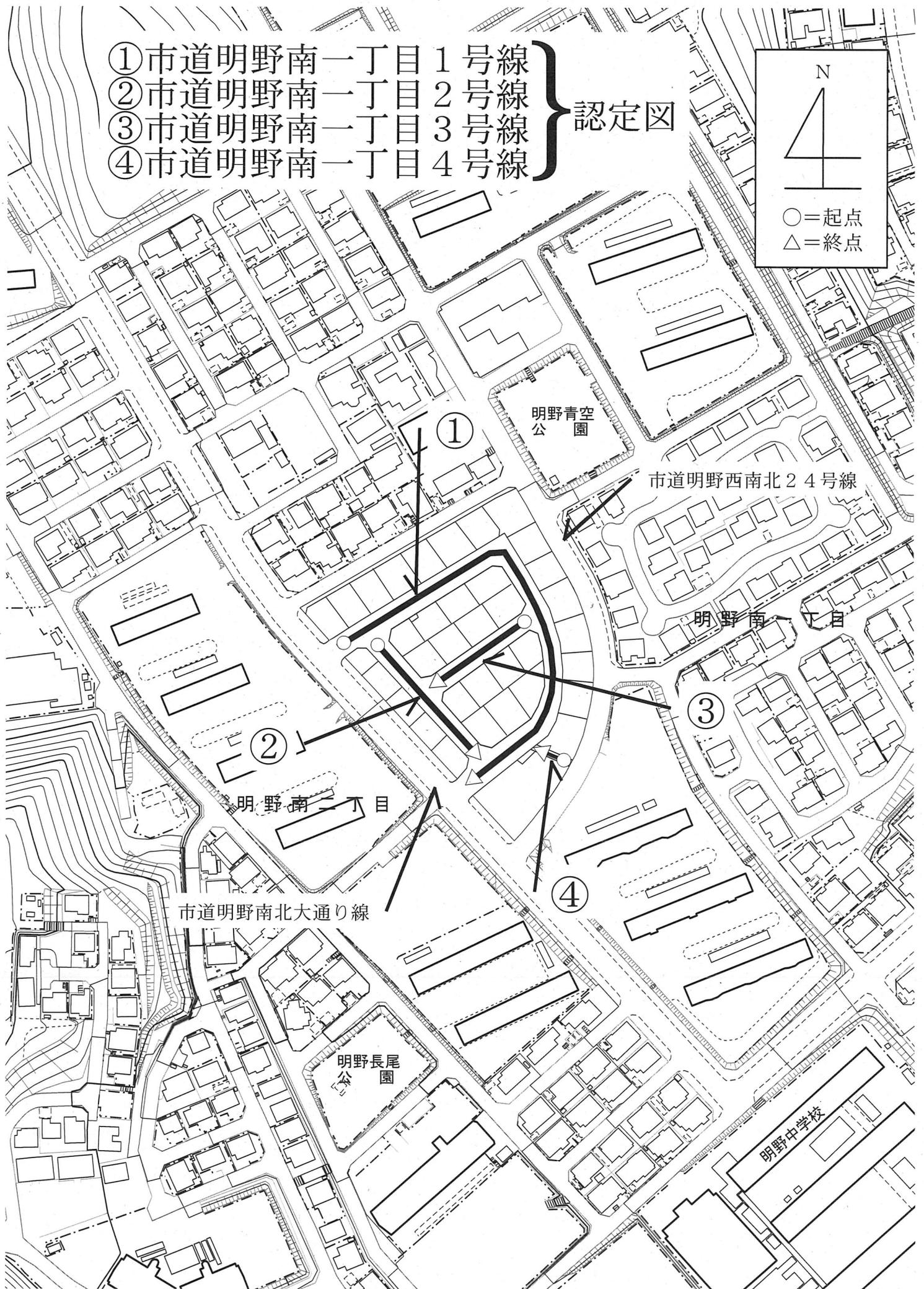
認定する市道路線

図面 番号	路線名	起点	終点
1	明野南一丁目 1 号線	明野南一丁目	明野南一丁目
2	明野南一丁目 2 号線	明野南一丁目	明野南一丁目
3	明野南一丁目 3 号線	明野南一丁目	明野南一丁目
4	明野南一丁目 4 号線	明野南一丁目	明野南一丁目
1	中判田 6 号線	大字中判田	大字中判田
2	中判田 7 号線	大字中判田	大字中判田
	高尾台一丁目駄原線	高尾台一丁目	大字駄原
1	金谷迫 18 号線	大字金谷迫	大字金谷迫
2	金谷迫 19 号線	大字金谷迫	大字金谷迫

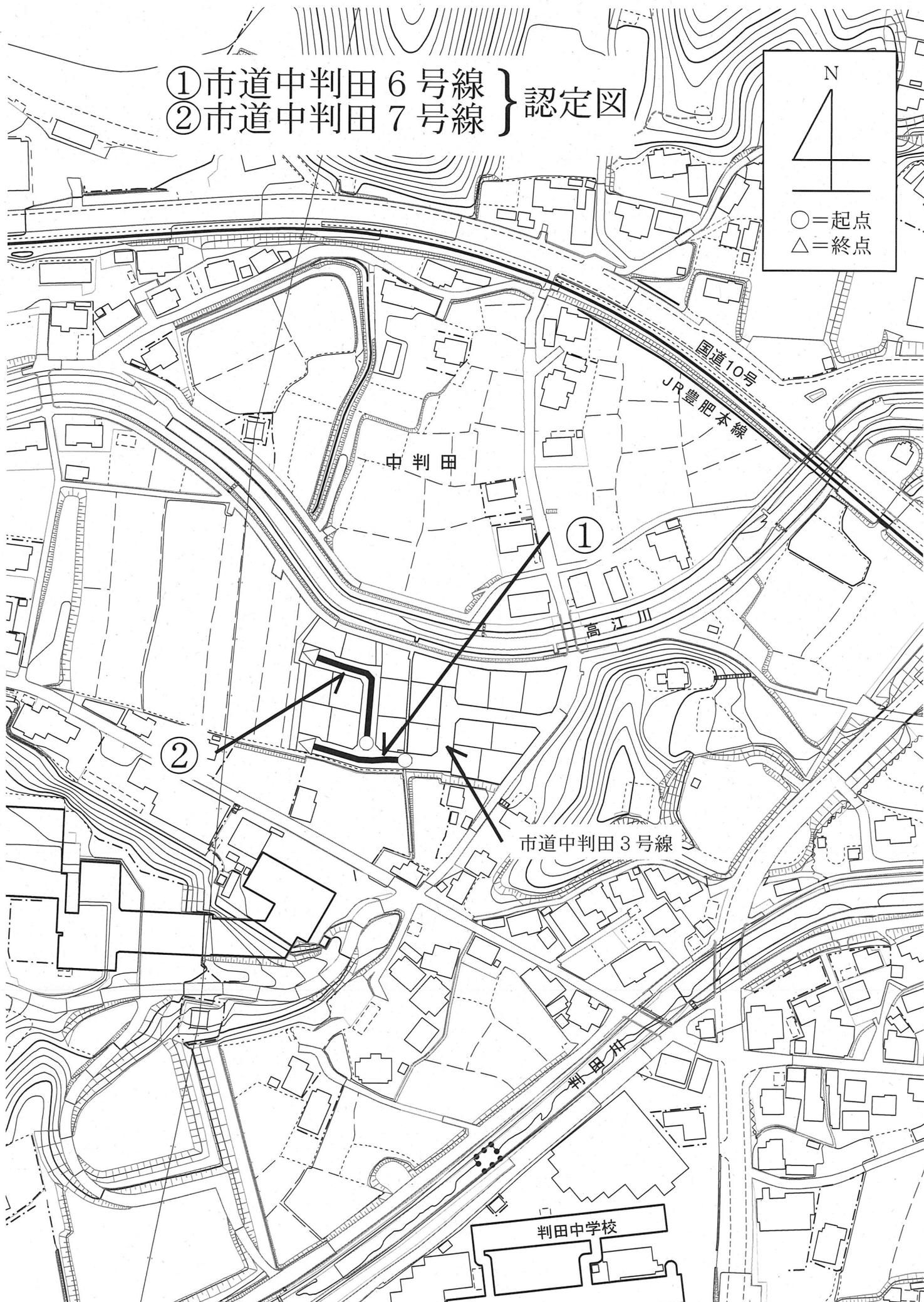
提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

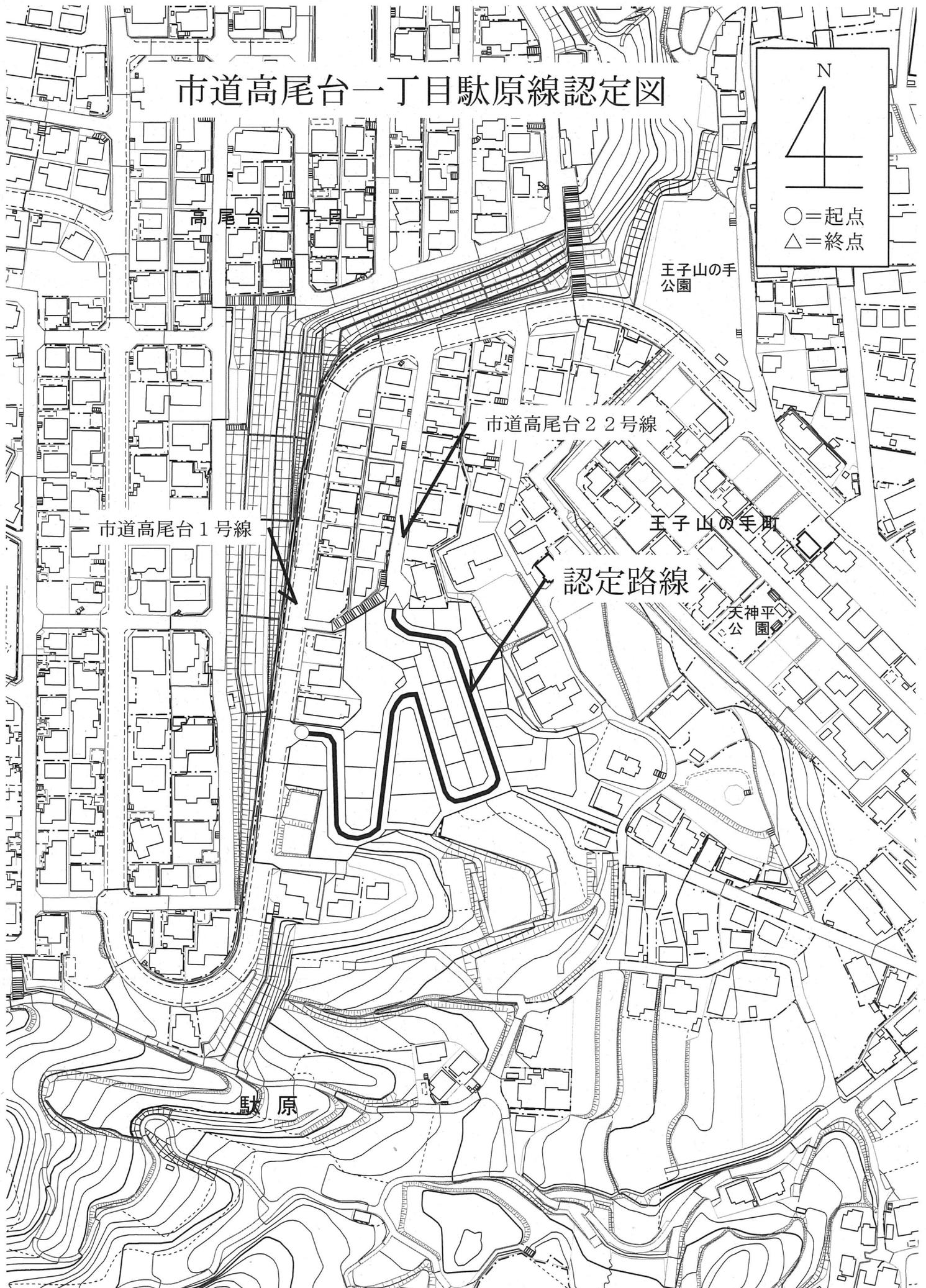
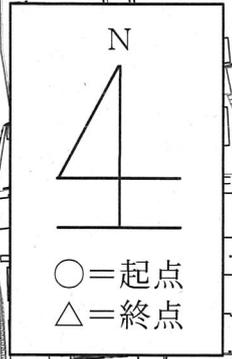
- ① 市道明野南一丁目1号線
 - ② 市道明野南一丁目2号線
 - ③ 市道明野南一丁目3号線
 - ④ 市道明野南一丁目4号線
- }
- 認定図

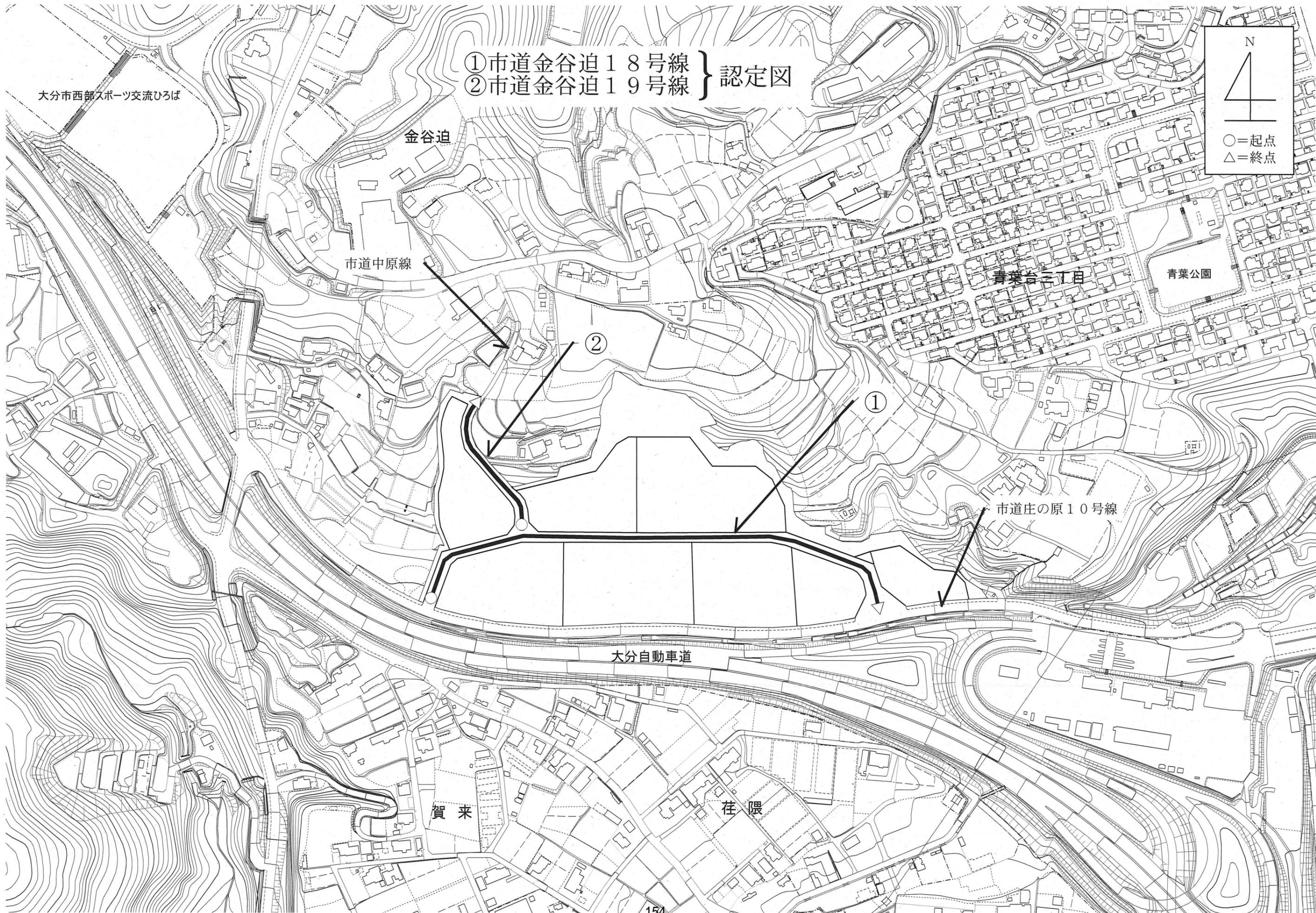


①市道中判田6号線 } 認定図
②市道中判田7号線 }



市道高尾台一丁目駄原線認定図





①市道金谷迫18号線 } 認定図
②市道金谷迫19号線 }



大分市西部スポーツ交流ひろば

金谷迫

市道中原線

②

①

青葉台三丁目

青葉公園

市道庄の原10号線

大分自動車道

賀来

在隈